

## 第72回 記者懇談会実施概要

1 日 時 2010年12月10日(金) 15:00~17:00

2 場 所 関西大学会館 100周年記念会館 第2会議室

### 3 内 容

#### (1) 研究発表・質疑応答(15:00~16:00)

- ・三島 徹也 大学院会計研究科教授  
発表テーマ「会社分割における債権者保護」
- ・平野 義明 化学生命工学部教授  
発表テーマ「再生医療をサポートするペプチド材料」

#### (2) 学内状況説明・情報交換(16:00~17:00)

関西大学南千里国際プラザ建設工事地鎮祭の挙行、および関西大学留学生別科なら  
びに留学生寮の概要発表記者会見の開催について [資料1](#)

関西大学福島学舎記念碑の建立について [資料2](#)

関西大学スポーツサミットの開催について [資料3](#)

第15回関西大学先端科学技術シンポジウムの開催について [資料4](#)

日本政府観光局「国際会議統計2009」の結果について [資料5](#)

関大生の活躍について [資料6](#)

### 4 大学側出席者

楠見晴重学長、黒田勇副学長、本西泰三学長補佐、  
三島徹也大学院会計研究科教授、平野義明化学生命工学部教授、  
横山博行広報室長、中川雄弘広報課長、竹中敏治学長課長 他

### 5 参考資料

- (1) 関西大学通信 第388号、第389号
- (2) 関西大学ニューズレター「Reed」No.23
- (3) 日経BPMック「変革する大学」シリーズ『関西大学』
- (4) 教職開発支援センターFDフォーラムの開催について チラシ
- (5) 関西大学FDフォーラム「これからの大学教育を考える」 チラシ
- (6) 行事予定表(12月~1月)

以 上

# 会社分割における債権者保護

大学院会計研究科教授 三島徹也

## 【概要】

会社分割においては、会社法上、合併と同様に債権者保護手続きが存在する。しかし、この債権者保護手続きには、会社分割承継会社の債権者および分割会社の債権者であって会社分割後当該分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者（債権者A）につき、債権者異議手続きの規定が置かれているが、分割会社の債権者であって、分割会社に対して依然として、履行の請求をすることができる会社債権者（債権者B）には保護手続きに関する規定が置かれていない。

近時、このような会社分割の制度を利用した濫用的な事例がみられる。

濫用的な会社分割としては、債務超過した会社が会社分割を行い、不採算部門または負債の大きな部分を分割会社に残し、優良な部門または負債の少ない部分を承継会社または新設会社に承継するというものである。そもそも保護手続きの認められている債権者（債権者A）が、優良な部門または負債の少ない部分とともに承継会社または新設会社に移ることができ、健全な会社の下で債権の回収が可能となるものである。この場合には、分割会社と当該債権者（債権者A）とが結託している場合が多いであろう。もちろん異議を述べることはしない。これに対して、不採算部門または負債の大きな部分が分割会社に残されるが、会社分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することとなる債権者（債権者B）は債権の回収可能性がほとんどなくなってしまうことになるが、会社法上は債権者保護手続きの対象ではない。

なぜ、会社法上、会社分割において保護されない債権者（債権者B）が存在するのか、また、それではこの濫用的な会社分割によって損害を被る債権者（債権者B）の保護はどのように図られるべきか、について検討する。

## 【プロフィール】

1968年大阪府生まれ。関西大学大学院会計研究科教授。専門は、会社法および商取引法。関西大学法学部卒業、関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得後退学。近畿大学法学部講師、助教授を経て、2010年4月より現職。

主要論文に、「ドイツ株式法における株式の取得に対する会社による金融援助について」、「民事法定利率と商事法定利率の適用範囲」、「フランチャイザーの第三者に対する責任」、「フランチャイズ契約の締結過程における情報提供義務」など。

著書に『企業法の基礎』、『保険法講義』、『プライマリー商法総則・商行為法〔第3版〕』、『プライマリー会社法〔第3版〕』など、いずれも共著。

# 『再生医療をサポートするペプチド材料』

化学生命工学部教授 平野義明

## 【概要】

再生医療は、医学・工学のどちらが欠けても実現できない。工学部によるバイオマテリアル(生体材料)の提供が不可欠で、まさに医工連携によって生み出されたと言える。今回は、再生医療をサポートする2種類の材料が明らかになったので紹介する。

再生医療には、患者の幹細胞や ES 細胞、iPS 細胞などの『細胞』と、細胞の栄養分である『細胞増殖因子』、そして細胞の生存・成長の場所である『足場(Scaffold:スカホールド)』の3要因が必要である。このうちわれわれが展開しているのは、細胞の生存・成長の場所である『足場』材料の設計・創出に関する研究である。具体的には、ペプチド(生体成分であるタンパク質の構成成分であるアミノ酸が連なったもの)を利用して、細胞にとって最高の生活環境を創出することができるバイオマテリアルを合成している。研究を進めた結果、細胞がよく接着・成長し、特定の細胞(心筋や骨)に分化する材料を見いだしたので、第1番目のトピックとして紹介する。

次に、再生医療における細胞移植治療に役立つ材料を発見したので、第2番目のトピックとして紹介する。前述の通り3つの要因が揃わなければ、ES細胞やiPS細胞の研究がいくら進んでも、それだけで効果的な治療をすることはできない。細胞移植治療は、シャーレ中で接着・成長し、特定の細胞(心筋や骨)に分化させた細胞を患者に戻すという治療である。戻す細胞を塊にすれば、バラバラの細胞を患者に戻すよりも治療に必要な時間が大きく短縮され、患者にかかる負担も軽減される。

現在、細胞凝集塊を作製するために、ハンギングドロップ法などの物理的手法を用いている。しかし、この方法はテクニックを要し、効率よく細胞凝集塊を作成することが難しい。これを何とかできないかと考えた研究の結果、細胞凝集塊を非常に簡便に、再現性よく作り出すことにわれわれは成功した。極端に言えば、これはペプチドを細胞培養液に加えるだけの手法であり、作業を行う者のテクニックに関係なく細胞凝集塊を作成することが出来る、実に画期的で簡便な手法である。

われわれの開発した材料は、ES細胞やiPS細胞による再生医療を実現させるために必要不可欠な材料であり、その実用化が最も望まれるものであると考えている。

## 【プロフィール】

1962年京都府生まれ。1992年 博士(工学)取得。1992年 大阪工業大学 工学部 応用化学科 助手、1994年 講師、1998年 助教授・准教授。2002年米国ミシガン大学 歯学部 客員助教授。2008年 関西大学 化学生命工学部 化学・物質工学科 教授 現在に至る。1997年 日本バイオマテリアル学会 バイオマテリアル科学奨励賞受賞。専門は、生体材料化学・ペプチド工学・生体高分子。

研究テーマ：ペプチドをツールとしたバイオマテリアルの設計。

最近は、再生医療用高機能足場の創成、スローリリース用 DDS 用担体の設計、ヒト毛髪のバイオマテリアルへの応用、プロリン含有ペプチドの2次構造の解析など、ペプチドの材料化に取り組んでいる。